



WorldRisk® ワールドリスク

AIG 損保

海外に進出する事業者の
さまざまなリスクを
補償します。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

3A1-754(B-210177)22-10 10K(AC)

WorldRisk®

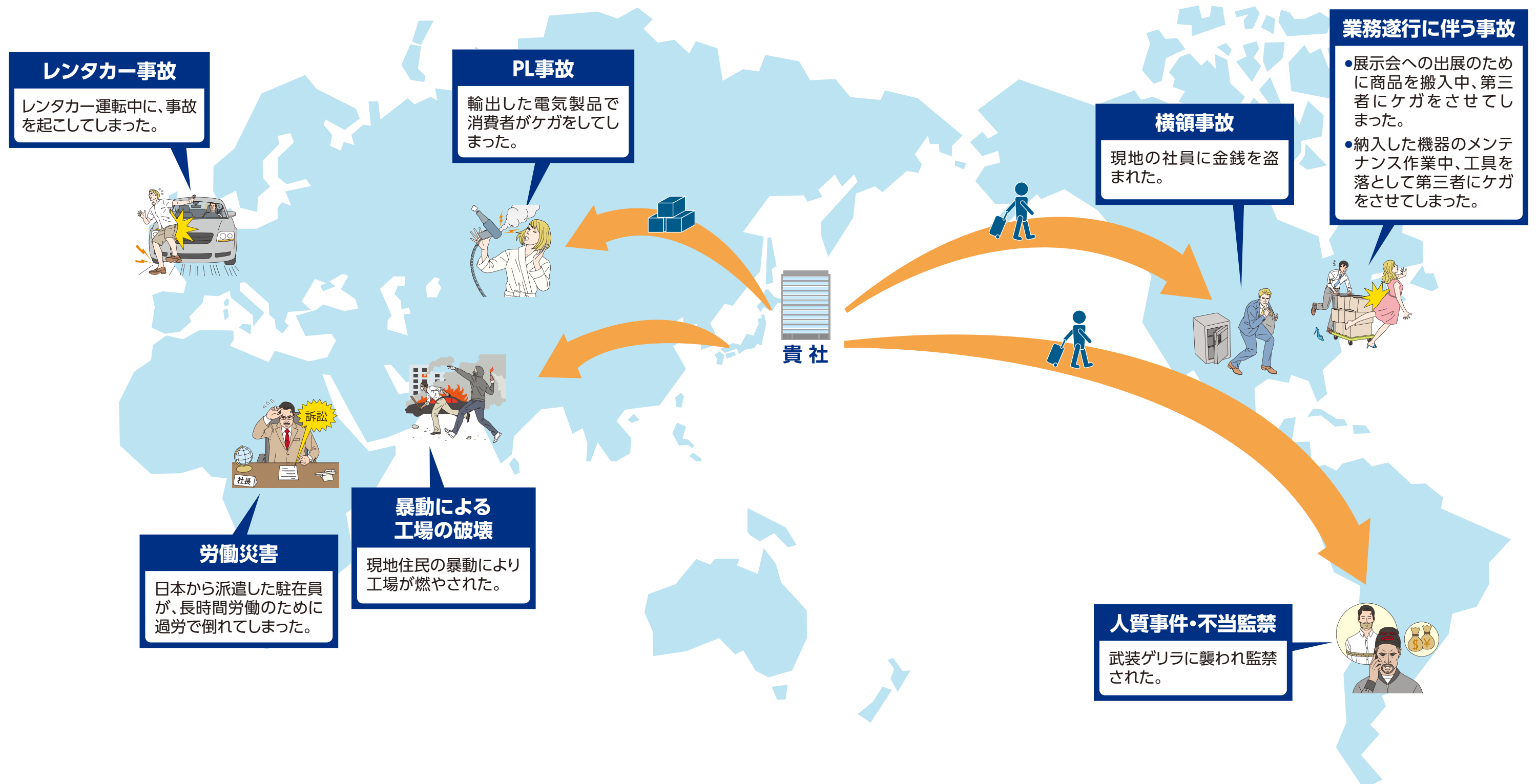
2022.10版

2021年6月1日以降保険始期契約用

Corporate Risk Consulting

企業版 海外事故例

これらの事故は、海外とのビジネス 展開に潜むリスクの一例です。
思わぬ事故との遭遇に対する備えを 次ページ以降でご説明します。



海外とのビジネスでは思わぬリスクに遭遇し、
会社経営に大きなインパクトを
与えるかもしれません。
そんな万一の場合に備える、
それがAIGのWorldRisk®です。

3つの特長

1

日本国内でお手続きができます。

ご契約や保険金のご請求手続きが日本で行えますので、
海外のリスクを日本で集中管理できます。

2

貴社のニーズに合わせた補償が得られます。

ご契約の基本補償プランに加え各種オプション特約を
ご選択いただくことによりご要望に応じた商品設計が可能です。

3

合理的な保険料で保険手配が可能です。

複数の補償をそれぞれ単独でご加入いただくより
合理的な保険料でのご提案ができます。

CONTENTS

はじめに	01	危機的な事件への対応に備える(オプション補償)	10
賠償事故に備える(基本補償)	05	財産・債券を守る(オプション補償)	10
危機的な事件への対応に備える(基本補償)	07	補償に関する詳細説明	11
賠償事故に備える(オプション補償)	08	用語の定義・ご契約にあたって	13

基本補償

賠償事故に備える

施設・業務遂行危険の賠償責任補償

【基本補償Ⅰ】



P.5

生産物・完成作業危険の賠償責任補償

【基本補償Ⅱ】



P.6

※【基本補償Ⅰ】、【基本補償Ⅱ】のいずれか一方のみご契約いただくことも可能です。

危機的な事件への対応に備える

海外危機対応費用補償



P.7

※この補償は、【基本補償Ⅰ】、【基本補償Ⅱ】の両方をご契約いただいた場合に自動的にセットされます。

オプション補償

賠償事故に備える

レンタカー等の
自動車の賠償責任補償



P.8

使用者賠償責任補償



P.9

危機的な事件への 対応に備える

特殊危険対応費用補償



P.10

財産・債券を守る

従業員の不正行為
による損害補償



P.10

※オプション補償のみのご契約はできません。

基本補償Ⅰ

施設・業務遂行危険の賠償責任補償

ー海外事業総合賠償責任特別約款(損害賠償請求ベース)ー

保険金をお支払いする主な場合

次のような事由によって海外^[注]で発生した対人・対物事故または人格権侵害および宣伝侵害*について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

- ▶ 記名被保険者*の海外^[注]における業務の遂行
- ▶ 記名被保険者*の海外^[注]所在の施設の所有・使用・管理

※対人・対物事故または人格権侵害および宣伝侵害*の行為について被保険者*が保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に補償の対象となります。ただし、その対人・対物事故または人格権侵害および宣伝侵害*の行為が保険証券記載の「遡及日」以降に発生した場合に限ります。

[注]対象となる国・地域については、「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「補償地域」欄をご覧ください。



お支払いする保険金

被保険者*が負担する次の損害または費用の合計額に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

- ▶ **損害賠償金**
被害者に対して支払う損害賠償金
- ▶ **争訟費用**
裁判費用、弁護士報酬、裁判でのボンド費用、判決額にかかる利息、訴訟で被保険者*に課された費用等
- ▶ **協力費用**
弊社の要請に従い、協力するために要した妥当な費用
- ▶ **被害者の治療費用**
被害者の応急手当、外科・内科・歯科治療の費用等

支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額			免責金額(自己負担額)
対人・対物事故	1事故/保険期間中	100万米ドル	
人格権侵害および宣伝侵害*	1個人/1企業	100万米ドル ^[注1]	
被害者の治療費用	1名	5,000米ドル ^[注2]	

[注1] 人格権侵害および宣伝侵害*の支払限度額は対人・対物事故の支払限度額に含まれます。

[注2] 被害者の治療費用の支払限度額は対人・対物事故の支払限度額に含まれます。

保険金をお支払いできない主な場合

「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「保険金をお支払いできない主な場合」欄をご覧ください。

基本補償Ⅱ

生産物・完成作業危険の賠償責任補償

ー海外事業総合賠償責任特別約款(損害賠償請求ベース)ー

保険金をお支払いする主な場合

次のような事由によって海外^[注]で発生した対人・対物事故について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

- ▶ 海外^[注]に輸出される記名被保険者*の生産物
- ▶ 海外^[注]において行われた記名被保険者*の仕事の結果

※対人・対物事故について被保険者*が保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に補償の対象となります。ただし、その対人・対物事故が保険証券記載の「遡及日」以降に発生した場合に限ります。

[注]対象となる国・地域については、「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「補償地域」欄をご覧ください。



お支払いする保険金

被保険者*が負担する次の損害または費用の合計額に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

- ▶ **損害賠償金**
被害者に対して支払う損害賠償金
- ▶ **争訟費用**
裁判費用、弁護士報酬、裁判でのボンド費用、判決額にかかる利息、訴訟で被保険者*に課された費用等
- ▶ **協力費用**
弊社の要請に従い、協力するために要した妥当な費用

支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額		免責金額(自己負担額)
対人・対物事故	1事故/保険期間中 100万米ドル ※上記の金額を超える支払限度額の設定をご希望の場合はご相談ください。	原則として設定しません。

保険金をお支払いできない主な場合

「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「保険金をお支払いできない主な場合」欄をご覧ください。

【拡張補償】生産物回収費用限定補償特約(自動的にセットされます。)

記名被保険者*の生産物に起因して対人・対物事故が生じた場合、損害の拡大を防止するために記名被保険者*が保険期間中に開始した補償地域内における生産物回収(リコール)に関する費用に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じてお支払いする保険金の総額は、10万米ドル^[注]を限度とします。お支払いする保険金の額は、次の計算式により算出された額とします。

$$\left(\text{生産物回収費用} - \text{1,000米ドル [免責金額(自己負担額)]} \right) \times \text{90% [縮小支払割合]} = \text{支払保険金}$$

[注]この特約の支払限度額は、生産物・完成作業危険の賠償責任補償の支払限度額とは別に適用します。

※「保険金をお支払いできない主な場合」については、「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「保険金をお支払いできない主な場合」欄をご覧ください。

基本補償（特約）

海外危機対応費用補償

ー危機対応費用拡張補償特約ー

▶基本補償ⅠおよびⅡの両方をご契約の場合に自動的にセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に海外^[注1]で危機事案^[注2]が発生したことによって、次の状況が生じた場合に記名被保険者*が負担する費用に対して保険金をお支払いします。

- ▶ 対人・対物事故が生じた場合
- ▶ 対人・対物事故の発生が差し迫っている場合

※対人・対物事故は、基本補償ⅠまたはⅡで補償の対象となる事故の場合に限ります。

[注1]対象となる国・地域については、「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「補償地域」欄をご覧ください。
[注2]危機事案とは、放火、食品・飲料・医薬品への第三者の故意による異物混入、爆破、人質事件、銃乱射などの人為的に発生した緊急事態によって、対人・対物事故による多数の被害者が出て、その地域もしくは国のマスメディアによって会社の利益に反するような報道がなされる結果をもたらしかねない事態をいいます。
なお、オプション特約の特殊危険対応費用特別約款による補償をご契約いただいた場合には、「人質事件」は、この特約で補償の対象とはせず特殊危険対応費用特別約款で補償します。



お支払いする保険金

合理的かつ必要な次の費用に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。ただし、危機事案の発生日から60日以内に発生した費用に限ります。

- ▶ **危機対応費用**
 - ・被害者の医療機関への移送費、被害者の葬祭費、被害者の救助やサポートのためにかかる交通費、一時的にかかる生活費
 - ・危機管理会社が必要と認めた被害者に対する心理カウンセリング費用。ただし、危機事案の発生から14日以内に発生した費用に限ります。
 - ・危機事案の現場の保存のために要する費用
- ▶ **危機管理費用**
 - ・事故による信頼・評価の失墜を防ぐためまたはその回復のために広報戦略を策定するための費用（広報戦略コンサルタント会社が負担する費用を含みます。）
 - ・風評被害のコントロールのために必要な広報資料等の印刷費、広告費等

など

など

支払限度額および免責金額（自己負担額）

支払限度額	免責金額(自己負担額)
1事故/保険期間中 5万米ドル	設定しません。

保険金をお支払いできない主な場合

「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「保険金をお支払いできない主な場合」欄をご覧ください。

オプション補償 ①

レンタカー等の自動車の賠償責任補償

ー海外事業自動車賠償責任特別約款ー

▶基本補償Ⅰをご契約の場合にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

海外^[注1]において次に該当する自動車の使用または管理に起因して保険期間中に発生した対人・対物事故について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

- ▶ 記名被保険者*が業者からレンタルしている自動車（レンタカー）^[注2]
- ▶ 記名被保険者*の事業用途として使われる自動車等で記名被保険者*が所有も賃借もしていないもの（従業員の自動車等）

[注1]対象となる国・地域については、「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「補償地域」欄をご覧ください。

[注2]記名被保険者*がリースを受けている自動車は含まれません。



お支払いする保険金

被保険者*が負担する次の損害または費用の合計額に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。ただし、現地国で加入している強制保険、自動車保険の上乗せの補償となります。

- ▶ **損害賠償金**
被害者に対して支払う損害賠償金
- ▶ **争訟費用**
裁判費用、弁護士報酬、裁判でのボンド費用、判決額にかかる利息、訴訟で被保険者*に課された費用等
- ▶ **協力費用**
弊社の要請に従い、協力するために要した妥当な費用
- ▶ **被害者の治療費用**
被害者の応急手当、外科・内科・歯科治療の費用等

支払限度額および免責金額（自己負担額）

支払限度額		免責金額(自己負担額)	
対人・対物事故	1事故 100万米ドル	現地国での強制保険、自動車保険の契約の有無にかかわらず、損害の額が次のいずれか高い金額を超過した場合に限り保険金をお支払いします。 現地国の強制保険、自動車保険で支払われる保険金の額 または 対人事故の場合 ・被害者1名あたり:1万米ドル ・1事故あたり: 2万米ドル 対物事故の場合 1事故あたり: 1万米ドル	
			設定しません。
被害者の治療費用	1事故 1万米ドル	設定しません。	

保険金をお支払いできない主な場合

「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「保険金をお支払いできない主な場合」欄をご覧ください。

はじめに

賠償事故に備える
(基本補償)

危機的な事件への
対応に備える(基本補償)

賠償事故に備える
(オプション補償)

危機的な事件への
対応に備える(オプション補償)

財産・債券を守る
(オプション補償)

補償に関する詳細説明

用語の定義・
ご契約にあたって

オプション補償②

使用者賠償責任補償 ー使用者賠償責任特別約款ー

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者*の従業員が被った次のような身体障害*について、記名被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合^[注1]に保険金をお支払いします。

- ▶ 海外^[注2]において記名被保険者*の業務の遂行中に被った身体障害*
- ▶ 海外^[注2]における雇用の状態や環境によって発病したまたは悪化した疾病
- ▶ 雇用契約に従って従業員が居た海外^[注2]の地においてかかった風土病
- ▶ 日本から派遣した海外駐在員または現地で雇用する従業員が日本に出張している際に被った身体障害*

など



[注1]記名被保険者*に対して訴訟が提起された場合に限りです。

[注2]対象となる国・地域については、「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「補償地域」欄をご覧ください。

お支払いする保険金

記名被保険者*が負担する次の損害または費用の合計額に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

▶ 損害賠償金

被害者に対して支払う損害賠償金

▶ 争訟費用

裁判費用、弁護士報酬、裁判でのボンド費用、判決額にかかる利息、訴訟で記名被保険者*に課された費用等

▶ 協力費用

弊社の要請に従い、協力するために要した妥当な費用

支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額			免責金額(自己負担額)
事故による傷害の場合	1事故	100万米ドル	原則として設定しません。
疾病による障害の場合	1名 保険期間中	100万米ドル 100万米ドル	

保険金をお支払いできない主な場合

「補償に関する詳細説明」(P.11～P.12)の「保険金をお支払いできない主な場合」欄をご覧ください。

WorldRisk® では、
基本補償にセット可能な次のオプション特約もご用意しています。

※詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

特殊危険対応費用補償

ー特殊危険対応費用特別約款ー

▶ オプション補償②「使用者賠償責任補償」をご契約の場合にのみセットできます。

補償の概要

海外^[注1]で被保険者*の役員や従業員等^[注2]が保険期間中に不当監禁やハイジャック事故などに遭遇した場合に、被保険者*がセキュリティ・コンサルタントの起用やガードマンの配置等のために負担する費用を補償します。^[注3]

[注1]対象となる国・地域については、基本補償と同じとなります。ただし、ナイジェリアは対象外となります。

[注2]補償対象者をいい、日本国外に出張・駐在している被保険者の役員・従業員、その親族・世帯同居者等をいいます。

[注3]次のような場合には保険金をお支払いできません。

- 被保険者または補償対象者の犯罪行為・不正行為に関連する場合
- 不当監禁事故について、補償対象者が滞在中・駐在中の国の法律に違反した場合や査証その他の必要書類の維持・保持を怠った場合
- 不当監禁事故について、補償対象者が日本などの関係当局による退避勧告の発令から10日以内にその国を退去しなかった場合



支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額	免責金額(自己負担額)
1事故／保険期間中 30万米ドルまたは50万米ドル※	設定しません。

※ご契約時にいずれか選択していただけます。

従業員の不正行為による損害補償

ー事業不正行為損害特別約款ー

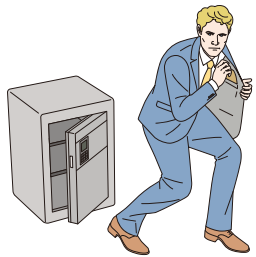
補償の概要

海外^[注1]で被保険者*の従業員による金銭や有価証券の盗取が保険期間中に発見されたことによって直接生じた損害を補償します。^[注2]

[注1]対象となる国・地域については、基本補償と同じとなります。

[注2]次のような事由による場合は保険金をお支払いできません。

- 被保険者、被保険者の共同経営者または出資者の行為
- 被保険者の業務執行責任者、取締役、理事その他の代表者の行為
- 事故により生じた逸失利益、損害賠償責任、訴訟費用など



支払限度額および免責金額(自己負担額)

支払限度額	免責金額(自己負担額)
1事故／保険期間中 2万米ドル	設定しません。

補償に関する詳細説明

補 償		約款または特約の名称	補償地域	保険金をお支払いできない主な場合	
基本補償	【基本補償Ⅰ】 施設・業務遂行危険の賠償責任補償	海外事業総合賠償責任特別約款 (損害賠償請求ベース) (Foreign Commercial General Liability Coverage Part – Claims-Made Form)	事故発生地:日本、米国(※)およびカナダ(※)を除く全世界 訴訟提起地:米国(※)およびカナダ(※)を除く全世界 (※)ご希望により、米国・カナダを補償地域に加えることができます。ただし、被保険者*が米国・カナダの現地法人・支店等と共同で行う作業や業務に起因する米国・カナダ内の対人・対物事故、人格権侵害および宣伝侵害*または米国・カナダ内の事故による被害者の治療費用については補償されません。	▶ 被保険者*が予期または意図して発生した身体障害*または財物損壊* ▶ 契約により加重された賠償責任 ▶ アルコール飲料の流通・販売等に関する法令による賠償責任 ▶ 記名被保険者*の業務の遂行に起因して被保険者*の従業員が被った身体障害* ▶ 環境汚染に起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 航空機、自動車、または船舶の所有・使用・管理等に起因する身体障害*または財物損壊*	▶ 被保険者*が所有、賃借または占有する財物に対する財物損壊* ▶ 雇用差別、ハラスメントなどに起因する身体障害* ▶ アスベスト、シリカに起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 戦争、テロリズムに起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 電子データの喪失、使用不能等に起因する損害 ▶ 核危険に関連する身体障害*または財物損壊*
	【基本補償Ⅱ】 生産物・完成作業危険の賠償責任補償	海外事業総合賠償責任特別約款 (損害賠償請求ベース) (Foreign Commercial General Liability Coverage Part – Claims-made Form)	事故発生地:日本、米国(※)およびカナダ(※)を除く全世界 訴訟提起地:米国(※)およびカナダ(※)を除く全世界 (※)ご希望により、米国・カナダを補償地域に加えることができます。	▶ 被保険者*が予期または意図して発生した身体障害*または財物損壊* ▶ 契約により加重された賠償責任 ▶ アルコール飲料の流通・販売等に関する法令による賠償責任 ▶ 環境汚染に起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 記名被保険者*の生産物および仕事自体の財物損壊* ▶ 使用阻害財物*または物理的には損傷を被ってはいない財物についての損害。ただし、記名被保険者*の生産物または仕事の結果がその用途に供された後に、その生産物または仕事の結果に急激かつ偶然な物理的損傷が生じたことによってその他の財物の使用不能損害が発生した場合を除きます。	▶ アスベスト、シリカに起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 戦争、テロリズムに起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 電子データの喪失、使用不能等に起因する損害 ▶ 核危険に関連する身体障害*または財物損壊*
	生産物回収費用補償	生産物回収費用限定補償特約 (Limited Product Withdrawal Expense Endorsement)	上記の「生産物・完成作業危険の賠償責任補償」と同じ	▶ 保証違反および生産物の意図した目的への不適合による生産物回収。ただし、他人の身体の障害または生産物以外の財物の物理的損傷が発生した場合を除きます。 ▶ 著作権・特許・企業秘密・トレードドレス・商標の侵害による生産物回収 ▶ 生産物の化学的性質の変化・劣化・腐敗による生産物回収。ただし、製造・設計・工程上の過誤、生産物の輸送、または生産物に不当に手を加えられたことにより生じた場合を除きます。 ▶ 有効保存期間の終了による生産物回収	▶ この特約の最初の発行日より前に、または生産物が記名被保険者*の管理・占有を離れる前に、記名被保険者*もしくはその役員が存在を知っていた生産物の欠陥による生産物回収 ▶ 保険期間前の行政による禁止措置による生産物またはその部品・原材料等の回収 ▶ 行政による禁止措置後の供給・販売による生産物またはその部品・原材料等の回収
	【特約】 海外危機対応費用補償	危機対応費用拡張補償特約 (Crisis Response Coverage Extension Endorsement)	事故発生地:日本、米国(※)およびカナダ(※)を除く全世界 (※)基本補償Ⅰ(施設・業務遂行危険の賠償責任)および基本補償Ⅱ(生産物・完成作業危険の賠償責任)の補償で、米国・カナダを補償地域に含める条件でお引受けする場合は、この補償についても米国・カナダを補償地域に含みます。	基本補償Ⅰ(施設・業務遂行危険の賠償責任補償)および基本補償Ⅱ(生産物・完成作業危険の賠償責任補償)で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次の事由に起因して発生した費用に対しては保険金をお支払いできません。 ▶ 個人の健康状態または財務に関する情報などの個人情報の公開 ▶ バクテリア、ウイルス、カビによる伝染病 (ただし、食中毒または欠陥ワクチンを原因とする伝染病を除きます。) ▶ 記名被保険者*が買収した、または、買収された日より前に発生した身体障害*、財物損壊*または切迫的障害*	など
オプション補償	①レンタカー等の自動車の賠償責任補償	海外事業自動車賠償責任特別約款 (Foreign Business Auto Liability Coverage Part)	事故発生地:日本、米国(※)およびカナダ(※)を除く全世界 (※)基本補償Ⅰ(施設・業務遂行危険の賠償責任)の補償で、米国・カナダを補償地域に含める条件でお引受けする場合は、この補償についても米国・カナダを補償地域に含みます。	▶ 被保険者*が予期または意図して発生した身体障害*または財物損壊* ▶ 契約により加重された賠償責任 ▶ 労災補償、高度障害給付、失業補償など法令によって定める被保険者*または被保険者*の保険者が負う支払債務 ▶ 被保険者*の従業員が同僚から被った身体障害* ▶ 被保険者*が所有・使用・管理する財物に対する財物損壊* ▶ 自動車レースに使用されている自動車の損害 ▶ 環境汚染に起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 戦争、テロリズムに起因する身体障害*または財物損壊* ▶ 核危険に関連する身体障害*または財物損壊*	など
	②使用者賠償責任補償	使用者賠償責任特別約款 (Employers Liability Coverage Part)	事故発生地:日本(※1)、米国(※2)およびカナダ(※2)を除く全世界 訴訟提起地:オーストラリア、アルゼンチンおよびアイルランドを除く全世界 (※1)日本から派遣した海外駐在員の日本出張中の事故は補償対象となります。 (※2)基本補償Ⅰ(施設・業務遂行危険の賠償責任)、基本補償Ⅱ(生産物・完成作業危険の賠償責任)の補償で、米国・カナダを補償地域に含める条件でお引受けする場合は、この補償についても米国・カナダを補償地域に含みます。	▶ 現地法令などの規制による保険金支払の制限 ▶ 保険期間終了後36か月以内に損害賠償請求または訴訟の提起がなされなかった疾病 ▶ 戦争、テロリズムに起因する損害 ▶ 契約により加重された賠償責任 ▶ 法律違反の状況で雇用した従業員の身体障害*を原因として課された懲罰的損害賠償金 ▶ 雇用につき法律に違反していることを記名被保険者*または記名被保険者*の役員が実際に知り得ている場合において、その法律違反の状況で雇用されている間に発生した従業員に対する身体障害* ▶ 記名被保険者*の故意により発生したまたは悪化した身体障害* ▶ 従業員に対する強制、批判、降格、評価、配置転換、懲罰、中傷、ハラスメント、屈辱、差別または解雇その他あらゆる人事に関する行為、方針、行動または不作為に起因する損害 ▶ 労働者災害補償法、使用者賠償責任法、民間によるものか公的なものかを問わず、社会保障制度または基金、法的に加入義務のある保険にしたがって支払われる法定給付または法的責任に対する訴訟 ▶ 法令違反に対して課せられる罰金または違約金 ▶ 採掘、製錬、研磨または陶磁器の製造に継続的に従事している者の疾病による障害	など

アスタリスク()がついた用語については、P.13の「用語の定義」をご参照ください。

用語の定義

記名被保険者 (Named Insured)	保険証券および補償内容一覧に記名被保険者として記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
被保険者 (Insured)	記名被保険者*およびこの保険契約で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
身体障害 (Bodily Injury)	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する死亡を含みます。
財物損壊 (Property Damage)	次のものをいいます。 ▶有体物 ^[注] に対する物理的損傷。その結果発生するその有体物 ^[注] の使用不能損害のすべてを含みます。 ▶物理的損傷を被っていない有体物 ^[注] の使用不能損害 [注] 電子データは有体物には該当しません。
人格権侵害および 宣伝侵害 (Personal and Advertising Injury)	次の行為に起因する権利の侵害をいいます。またそれによって結果的に生じる身体障害*を含みます。 ▶不法な逮捕・拘留・収監または悪意の訴追 ▶他人が占有する住居等に対し、所有者、地主もしくは家主が行う不法な追立て、不法侵入または私的占有権の侵害 ▶他人に対する中傷もしくは誹謗、または他の業者の商品、製品、サービスを貶める内容の口頭もしくは書面による公表 ▶他人のプライバシーの権利を侵害する内容の口頭または書面による公表 ▶記名被保険者*の宣伝における第三者の広告のアイデア盗用または第三者の著作権、標語等の侵害
使用阻害財物 (Impaired Property)	記名被保険者*の生産物または記名被保険者*の仕事以外の有体物で、次の事由により使用できないものまたは使用能力が減少したものをいいます。 ▶欠陥、不完全、不適合または危険であるまたはその疑いのある記名被保険者*の生産物または記名被保険者*の仕事を組み込んだこと。 ▶記名被保険者*が契約または合意した条件を履行しなかったこと。 ただし、それらの財物が次に掲げる行為により修復して使用できる場合に限ります。 ▶記名被保険者*の生産物または記名被保険者*の仕事を修理、交換、調整または除去すること。 ▶記名被保険者*が契約または合意した条件を履行すること。
切迫的障害 (Imminent Injury)	基本補償Ⅰ(施設・業務遂行危険の賠償責任)、基本補償Ⅱ(生産物・完成作業危険の賠償責任)で補償の対象になるであろう身体障害*または財物損壊*の発生または時間的間隔を置かずに発生するおそれをいいます。

ご契約にあたって - お申込み、ご契約の際に

保険条件および保険料は、貴社からご提出いただく書類・資料に基づいて決定します。
お見積りにあたっては、下表に記載の書類をご提出ください。またご契約の際には、次の注意事項をご確認ください。

※保険金のお支払いは、弊社(その親会社等支配権を有する者を含みます。)に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。
これら法令または措置には、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)により行われる制裁措置を含みます。
※貴社の取引先との間で交わされる契約などで保険への加入を求められている場合、被保険者*の範囲や支払限度額など各種条件が指定されている場合がありますので、ご相談ください。

WorldRisk®の補償		ご提出いただく書類・資料
【基本補償Ⅰ】 (施設・業務遂行危険)	———	・弊社所定のWorldRisk®告知書
【基本補償Ⅱ】 (生産物・完成作業危険)	①次の②に該当しない標準的な補償のとき	・弊社所定のWorldRisk®告知書 ・製品カタログ・パンフレット(和文・英文)
	②次のいずれかに該当するとき ア)米国およびカナダを補償地域とする場合 イ)支払限度額を100万米ドル超とする場合 ウ)貴社製品を輸入し販売する者などを被保険者に加える場合 エ)争訟費用を外枠払いとする場合	・弊社所定のWorldRisk®告知書 ・会社案内(和文・英文) ・製品カタログ・パンフレット(和文・英文) [以下は必要に応じてご提出いただくものです。] ・メンテナンスマニュアル ・パッケージ(箱)、コンテナ(容器) ・Warning(警告)・Caution(注意書き)ラベル ・製品サンプル ・決算報告書・有価証券報告書 ・海外取引先との取引契約書の写し(損害賠償に関する部分のみ) ・製品仕様書 ・取扱説明書(和文・英文)
	オプション補償	・弊社所定のWorldRisk®告知書

事故が発生した場合には
万一事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡の上、その後の対応についてご相談ください。
また、被害者との間で賠償額等を決定(示談)する場合には、必ず事前にご連絡ください。